

電気供給約款

【高 圧】

株式会社シーソーラー

2024年4月1日 実施

総 則

第1条 適用

当社がお客さまに高圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「本約款」）によります。

本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

第2条 電気供給約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じて、変更の効力発生日の30日前までにお客様にあらかじめお知らせいたします。

変更後の本約款は、当社があらかじめお知らせした変更の効力発生日において効力を生じるものといたします。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧6,600ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

(4) 動力

電灯以外の電気機器をいいます。

(5) 契約電力

契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。高圧においては、原則として当該月を含む過去12か月間の各月の最大需要電力（デマンド値）のうち最大のものを基準として決定いたします。

(6) 最大需要電力（デマンド値）

一般送配電事業者が設置した計量器により計測される30分間の平均電力（キロワット）の最大値をいいます。

(7) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により計量された30分ごとの値をいいます。

(8) 受電設備

お客さまの需要場所において、一般送配電事業者の配電設備から電気を受電するために設置されるキュービクル式高圧受電設備その他の変電設備をいいます。

(9) 責任分界点

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの受電設備との接続点であり、電気工作物の責任範囲を区分する地点をいいます。

(10) 電気主任技術者

電気事業法第43条に基づき、高圧受電設備の保安監督のためお客さまが選任する技術者をいいます。

(11) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(12) 計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(16) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(17) 託送供給約款

電気事業法第18条に従い、一般送配電事業者が定める託送供給等約款（変更があった場合には変更後のもの）をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 実施細目

本約款に定めのない事項については、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

契約の申込み

第6条 申込み

お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

電気供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

第7条 契約の要件

当社がサービスを提供しているエリアにおいて高圧（標準電圧6,600ボルト）で供給を受

けているお客さまが当社の電気供給契約にお申込みできます。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

お客さまは、受電設備（キュービクル等）を自らの負担で設置・維持管理していただきます。受電設備の設置に際しては、電気事業法その他の関係法令に基づく技術要件を満たすものとします。

お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守していただきます。

第8条 電気主任技術者の選任

高圧で受電するお客さまは、電気事業法第43条の規定に基づき、受電設備の保安監督のために電気主任技術者を選任し、または電気保安協会その他の電気保安管理業者に保安管理業務を委託していただきます。

電気主任技術者の選任または保安管理業務の委託契約が解消された場合には、速やかに当社および一般送配電事業者はその旨を通知していただきます。

第9条 契約の期間

電気供給契約の契約期間は、料金適用開始日から1年間といたします。

契約期間満了日の30日前までに、お客さま、又は、当社から相手方に対する電気供給契約終了の意思表示がない限り、電気供給契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるものとします。

第10条 電気供給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則として1供給場所につき、1電気供給契約を結びます。

第11条 供給の開始

一般送配電事業者所定の手続きおよびお客さまの受電設備の設置・検査が完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

第12条 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む。）その他によってやむをえない場合には、電気供給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

契約種別および電気料金

第13条 契約種別

契約種別は、別紙（契約種別および料金単価表）の通りといたします。

第14条 料金等

料金は、契約種別ごとに以下の通りとします。

（1）高圧電力（市場連動型）

電気料金は、基本料金、従量料金1（電力送電費用）、従量料金2（電力仕入費用）、事業費用、力率調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

別紙（契約種別および料金単価表）の通りとします。なお、基本料金は契約電力（kW）に基づいて算定いたします。

ロ 力率調整

1か月の平均力率が85パーセントを上回る場合は基本料金を上回った1パーセントにつき0.5パーセント割引とし、下回る場合は不足した1パーセントにつき0.5パーセント割増といたします。

ハ 従量料金1（電力送電費用）

その「1月」の使用電力量に別紙（契約種別および料金単価表）に基づく単価を乗じた金額といたします。

ニ 従量料金2（電力仕入費用）

お客さまの30分毎の使用電力量を損失率で修正した値に、各エリアのその30分の日本卸電力取引所（JEPX）のスポット価格を乗じた金額といたします。なお、市場価格の急騰等により料金が著しく高額となる可能性があります。

ホ 事業費用

その「1月」の使用電力量に別紙（契約種別および料金単価表）に基づく単価を乗じた金額といたします。

へ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

その「1月」の使用電力量に経済産業省が発表する賦課金単価を乗じた金額。

電気料金算定および電気料金支払い

第15条 料金適用開始日

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

第16条 契約電力の決定

高圧の契約電力は、当該月を含む過去12か月間の各月に記録された最大需要電力（デマンド値）のうち最大の値（キロワット）をもって決定いたします。ただし、電気の供給を開始した日から起算して12か月に満たない場合は、供給開始後の計測値のうち最大のものを適用いたします。

初回の契約電力については、お客さまと当社との協議によって定めます。

第17条 検針日・料金の算定期間

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日といたします。

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

第18条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行います。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、別表（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

第19条 料金の算定

料金は、電気料金の算定期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を「1月」の途中で開始し又は電気供給契約が終了した場合等は日割計算を行います。

第20条 料金支払義務ならびに支払期日

お客様の支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。

お客様へのご請求は、当社にて請求が可能となった日もしくはその日以降すみやかにいたします。

当社は、料金その他請求額を、当社が提携するWEBサイトに登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。

お客様の電気料金は、当社が請求を行った月の20日までにお支払いいただきます。支払期日が休日に該当する場合には、翌営業日にお支払いいただきます。

当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、翌月の請求において精算させていただきます。

第21条 料金その他の支払方法

電気料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

第22条 延滞利息

お客様が延滞利息および再生可能エネルギー発電割賦金を除く料金その他債務について、支払い期日を経過してもなお支払わない場合には、支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額を支払利息とし、延滞通知手数料（200円+消費税）を合算した金額を支払っていただきます。

第23条 債権譲渡に関する特則

販売代理事業者（以下「代理店」といいます。）を通じて、お申し込みをいただいたお客様は、本約款をもって、当社が電気料金その他の債務に係る債権を代理店に譲渡することをあらかじめ承諾いただきます。当社および販売代理事業者は、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。ただし、当社はおお客様の請求がある場合には、譲渡に関する情報を開示いたします。

使用および供給

第24条 責任分界点

電気の供給および需要の責任分界点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの受電設備との接続点といたします。責任分界点より負荷側の電気工作物はお客さまの所有・管理とし、お客さまが電気事業法その他の法令に基づく保安・維持管理の責任を負います。

第25条 供給場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、計量器等の確認・検査・工事等の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。正当な理由がない限り、立ち入りおよび業務の実施を承諾していただきます。

第26条 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が他のお客さまの電気の使用を妨害するおそれがある場合には、お客さまの負担で必要な調整装置または保護装置を供給場所に施設していただきます。

お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、前項に準ずるものといたします。

第27条 受電設備の維持・管理

お客さまは、受電設備を常に良好な状態に維持・管理していただきます。受電設備の点検・修繕等を行う場合には、電気主任技術者または電気保安管理業者の指導のもとで実施していただきます。

受電設備に故障または異常が生じた場合には、速やかに当社および一般送配電事業者に通知していただきます。

第28条 供給の停止

お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失し、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 受電設備の管理不備等によりお客さまの電気工作物が保安上危険な状態にある場合

お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合、当社は電気の供

給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
- ロ 電気主任技術者の選任または保安管理業務委託を解消し、相当期間内に再選任等の措置を取らない場合
- ハ 本約款第25条に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

第29条 供給停止の解除

本約款第28条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したとき、当社はすみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第30条 供給停止期間中の料金

本約款第28条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した基本料金を申し受けます。ただし、当社の責に帰すべき事由による停止の場合はこの限りではありません。

第31条 違約金

お客さまが本約款第28条(2)イに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

第32条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社は、一般送配電事業者の電気工作物の故障・非常変災・その他保安上必要がある場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

第33条 損害賠償の免責

当社は、次の場合に限り、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (1) 本約款第32条によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるとき。
- (2) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合。
- (3) 一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被った損害。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるとき。

なお、当社の故意または重大な過失により生じたお客さまの損害については、本条の定めにかかわらず当社が賠償の責任を負います。

第34条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、修理費または帳簿価格と取替工費の合計額を賠償していただきます。

契約の変更および終了

第35条 電気供給契約の変更

お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

第36条 契約名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが電気供給契約を引き継ぐ場合は、名義変更の手続きによることができます。

第37条 電気供給契約の終了

お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその希望期日を定めて、当社に通知していただきます。

電気供給契約は、お客さまから通知された終了期日に終了いたします。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、処置が可能となった日に終了するものといたします。

第38条 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前までに通知のうえ、電気供給契約の解約をする場合があります。

イ 本約款第28条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

- ロ 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- ハ 電気主任技術者の選任または保安管理業務委託が解消され、合理的な期間内に是正されない場合
- ニ 法に反した行為、または反するおそれのある行為、その他当社が不適切と判断する行為を行った場合
- ホ お客さまがその他本約款に違反した場合

第39条 電気供給契約の終了後の債権債務

電気供給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、その他この契約から生ずる債権債務は、電気供給契約の終了によっては消滅いたしません。

工事および工事費の負担金

第40条 供給地点および施設

電気の供給地点は、一般送配電事業者の託送供給等約款における供給地点（責任分界点）といたします。

第41条 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。計量器の取付位置は、適正な計量ができ、かつ検針・検査が容易な場所とし、関係者の協議によって定めます。

第42条 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

保 安

第43条 受電設備の保安管理

お客さまは、電気事業法その他の法令に基づき、受電設備の定期点検、保安規程の策定・遵守、電気工作物の変更工事の届出等の保安管理義務を履行していただきます。

受電設備の電気工作物の変更工事を行った場合には、工事完成後速やかにその旨を当社、一般

送配電事業者および登録調査機関に通知していただきます。

第44条 保安等に対するお客さまの協力

引込線、計量器等その需要場所内の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合には、速やかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。

その他

第45条 反社会的勢力の排除

当社およびお客さまは、自己、自社の役員もしくは実質的に経営関与する者が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないこと、および不当に反社会的勢力を利用していないことを表明し、確約するものとします。

お客さまが上記のいずれか一つでも違反すると判明した場合には、事前通知なく電気供給契約を解約できるものとします。この場合、解約によってお客さまに生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、お客さま自身が反社会的勢力に該当しないにもかかわらず解約した場合はこの限りではありません。

第46条 お客さまの個人情報の共同利用

当社は、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者および他の小売電気事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社のホームページ上のプライバシーポリシーにおいて別途定めま

第47条 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

お客さまには、この約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

第48条 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については名古屋地方裁判所をもって第1審の合意管轄裁判所とします。なお、消費者契約法その他の法令により認められる場合には、お客さまの住所地を管轄する裁判所にも訴えを提起することができます。

附 則

1. 本約款の実施期日

本約款は2024年4月1日より施行するものとします。

別紙 契約種別および料金単価表

■ 北海道電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	792.00 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.17 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 東北電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	706.20 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.08 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 東京電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	653.87 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	1.84 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ

料金項目	単位	単価（税込み）
	該当エリア損失率で除した値につき	ット価格（該当エリア）に消費税を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 中部電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	467.50 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.21 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を該当エリア損失率で除した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポット価格（該当エリア）に消費税を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 北陸電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	748.00 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	1.76 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を該当エリア損失率で除した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポット価格（該当エリア）に消費税を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 関西電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	663.30 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.29 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 中国電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	658.90 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.43 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 四国電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	712.80 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.01 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30 分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30 分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円

料金項目	単位	単価（税込み）
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

■ 九州電力エリア

・ SYLA 高圧プラン（市場連動型）

料金項目	単位	単価（税込み）
基本料金	1kW	553.28 円
従量料金 1（電力送電費用）	1kWh	2.61 円
従量料金 2（電力仕入費用）	30分毎の使用電力量を 該当エリア損失率で除 した値につき	30分毎の日本卸電力取引所のスポ ット価格（該当エリア）に消費税 を加算した額
事業費用	1kWh	9.9 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	1kWh	経済産業省が定める単価

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、告示により定めます。

2. 燃料費調整

燃料費調整額の算定は、該当エリアの一般送配電事業者の平均燃料算定結果に基づく算定結果を準用いたします。

3. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、以下によります。

- (1) 前月または前年同月の月間使用電力量による算定
- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による算定
- (3) 取替後の計量器によって計量された期間が10日以上の場合の実測値による算定

4. 契約電力の算定（デマンド制）

契約電力は、当該月を含む過去12か月間の各月のデマンド値（30分最大需要電力）のうち最大の値（kW）を基準として決定いたします。供給開始後12か月未満の場合は、それまでに計測されたデマンド値の最大値を用います。

5. 力率調整算定

基本料金の力率割引・割増は以下の算式により算定いたします。

- ・力率が85%超の場合： $\text{基本料金} \times \{1 - 0.005 \times (\text{平均力率} - 85)\}$
- ・力率が85%未満の場合： $\text{基本料金} \times \{1 + 0.005 \times (85 - \text{平均力率})\}$